

2025 年度版

第 21 回診療情報管理士指導者認定実施要綱

（継続：第 1、6、11、16 期）

日 本 診 療 情 報 管 理 学 会
生 涯 教 育 委 員 会

この実施要綱の複写・複製・転記を禁じます。

=== 実 施 要 綱 ===

日本診療情報管理学会は、診療記録・診療情報の標準化等を推進するため、診療情報管理における指導者としての技量を認定し、資格を付与することとした。本資格認定者には、診療情報管理教育の指導者や診療情報管理業務の責任者としての活躍を期待するものである。

以下に認定の実施要綱を定める。

■認定作業実施機関

本資格認定作業実施機関は、日本診療情報管理学会 生涯教育委員会（以下生涯教育委員会）とする。認定作業の結果は、日本診療情報管理学会理事会（以下理事会）において審議する。理事会が承認した者を「診療情報管理士指導者」として認定し、学会資格として登録、公示するものとする。

■資格名称

「診療情報管理士指導者」と称する。

■資格認定の目的

日本診療情報管理学会の事業として、国内における診療情報管理士の技能・資質の向上を図るための指導者養成を目的とする。

■到達目標

1. 診療情報管理標準化の推進
2. 診療情報管理責任者の養成
3. 診療情報管理士育成のための指導者養成

■対象者

日本診療情報管理学会 会員

■受審資格

新規に診療情報管理士指導者の認定を受けようとする者(以下、新規受審資格者という)、既に診療情報管理士指導者の認定を受けており、継続して認定を受けようとする者(以下、継続受審資格者という)については、各々以下の受審資格を満たしていること。

I. 新規受審資格者について

新規受審資格者は、以下の1および2とする。

1. 以下1)～7)の要件をすべて満たすもの

- 1) 「診療情報管理士」資格取得後、診療情報管理業務またはその関連業務を5年以上経過していること(資格取得年度から5年<資格取得年度を1年目とする>とする)
- 2) 「診療情報学」、「診療情報管理士業務指針」、「日本診療情報管理学会倫理綱領」を十分理解していること
- 3) 「日本診療情報管理学会」入会后、連続5年以上経過していること(入会年度を含めて5年<入会年度を1年目とする>とする)
- 4) 申請年の3月末日より遡って過去6年間に「日本診療情報管理学会学術大会」および本学会が認める国際学会等において、筆頭者として3回以上発表を行い、その内容が本学会の基準を満たしていること
- 5) 申請年の3月末日より遡って過去5年間に日本診療情報管理学会誌「診療情報管理」上に、筆頭者としての投稿論文が1回以上掲載されたこと(3月末までに査読を終了し、掲載が決定した時点のものまでを範囲とする)
- 6) 申請年の3月末日より遡って過去5年間に日本診療情報管理学会「診療情報管理士生涯教育研修会」(以下、生涯教育研修会という)に出席し、5単位*以上取得していること

5単位*: 本学会生涯教育研修会参加証に受講時に押されたスタンプまたは参加時に配布されたシール5つ以上貼付。これら1つは1講習項目(3時間程度の研修)を示す。よって1単位とは1講習項目の参加を意味する。

7) 別途定めるポイント条件を満たすこと(別表)

- ※ 2026年度から、国際診療情報管理士教育(診療情報管理士 新生涯教育)全5分野の修了証の取得を必須要件とする。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による第46回学術大会中止に伴う暫定的な措置として、4)の実績期間を過去5年間から6年間とする。

2. 日本診療情報管理学会が特別に認めた者

II. 継続受審資格者について

継続受審資格者は、以下の1および2とする。

1. 原則として、以下1)、2)、3)の要件をすべて満たした上、さらに4)、または5)の要件を満たすこと

- 1) 継続受審申請時、「診療情報管理士指導者」認定にかかる有効期限の年(本指導者として認定された総会時から数えて最終5年目)であること
- 2) 継続受審申請時、有効期限の年も継続して「日本診療情報管理学会」に加入していること
- 3) 有効期限時まで、「生涯教育研修会」に出席し、3単位*以上取得していること

3単位*: 本学会生涯教育研修会参加証に受講時に押されたスタンプまたは参加時に配布されたシール3つ以上貼付。これら1つは1講習項目(3時間程度の研修)を示す。よって1単位とは1講習項目の参加を意味する。

- 4) 有効期限時まで、「日本診療情報管理学会学術大会」もしくは、「生涯教育研修会」において、講演（シンポジウム含む）、座長、司会を1回以上行っていること。または、「日本診療情報管理学会学術大会」、「生涯教育研修会」および本学会が認める国際学会等において、筆頭者、もしくは共同演者として1回以上発表を行い、その内容が本学会の基準を満たしていること（基準については別に審査を行う）
 - 5) 日本病院会および日本診療情報管理学会において協力、活動していること
例：委員会委員、スクーリング講師、勉強会講師等
- ※ 2026年度から、国際診療情報管理士教育（診療情報管理士 新生涯教育）全5分野の修了証の取得を必須要件とする。

2. 日本診療情報管理学会が、継続受審資格ありとして特別に認めた者

■申請の手続き等

1. 申請書類の提出

以下の内容を記載した「**診療情報管理士指導者**」認定（新規または継続）申請書（添付書類）を提出すること。記載不備がある場合は、申請は受け付けない。

※ 必要に応じて、所定の資料等を添付すること

※ 新規受審資格者と継続受審資格者では、必要な書類等が異なるので注意のこと

1) 本学会における活動実績

① 学会誌「診療情報管理」への論文投稿の実績（掲載論文と掲載誌表紙のコピーを添付のこと）

② 学術大会等（※1）での実績（※2）（内容が判別できる資料のコピーを添付のこと）

<※1の例>

生涯教育研修会、支部会 等

<※2の例>

講演、座長、司会 等

2) その他診療情報管理に関する実績

<例>

日本病院会 診療情報管理士通信教育の講義 等

2. 申請方法：上記申請書（添付書類）を日本診療情報管理学会生涯教育委員会まで書留かレターパックプラスで送付する

3. 受審料の支払い証明書

新規 書類審査結果の通知が届いた後、振込のうえ、**受審料振込証明貼付用紙**に控えを添付し、送付する

更新 認定証とともに請求書が届いた後、振込のうえ、**更新料振込証明添付用紙**に控えを添付し、送付する

※一度入金した受審料については、理由如何に関わらず返金しない

4. 受付期間：2025年4月1日（火）～4月14日（月）（消印迄）

※ 継続認定資格者に対する継続認定については平成22年度から実施

■協議事項

本実施要項に定めのない事項が発生した場合は、生涯教育委員会にて協議し、解決を諮る。

■資格の更新

認定期間は5年間とする。

■認定、更新料

受審、認定、更新料は以下のとおりとする。

1. 受審料 : 27,500 円 (消費税込) <新規受審者>
2. 認定料 : 11,000 円 (消費税込) <新規認定者>
3. 更新料 : 11,000 円 (消費税込) <継続受審者>

■審査の流れ

1. 新規受審資格者

- 1) 書類審査: 提出期限 2025 年 4 月 14 日 (月)
- 2) 小論文審査: 提出期間 2025 年 5 月 1 日 (木) ~ 2025 年 5 月 23 日 (金) 必着
- 3) 講習受講・筆記試験・口頭試問: 形式／対面、日程／2025 年 6 月 7 日 (土)

2. 継続受審資格者

- 1) 書類審査: 提出期限 2025 年 4 月 14 日 (月)

■審査基準

別途定める審査基準に則り、生涯教育委員会が合否を判定する。

■結果の発表等

生涯教育委員会による合否判定の結果は、受審者全員に文書もしくは電子メールで通知する。合格者については、理事会の承認後、認定者名簿に登録し「診療情報管理士指導者」認定証を交付する。なお、当該年度に開催される日本診療情報管理学会学術大会にて認定者を発表する。

■「診療情報管理士指導者」の活動へ期待するもの

資格者に対して以下に示した活動を期待する。

1. 「日本診療情報管理学会」評議員
2. 「日本診療情報管理学会」指定の委員会委員
3. 「日本病院会 診療情報管理士教育委員会」委員・講師
4. 「日本診療情報管理学会」指定の研修会講師
5. 「日本病院会 診療情報管理士教育委員会」認定の診療情報管理士養成の大学、専門学校の講師
6. 医療機関などの診療情報管理の管理指導者

■日本診療情報管理学会生涯教育研修会

1. 春、夏の研修会
2. 秋の研修会
3. 冬の研修会

※その他、学会が認める研修会

■申込および問い合わせ

日本診療情報管理学会事務局

〒102-8414

東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル

電話番号：03-5215-1044 FAX 番号：03-5215-1045

E-mail：info@jhim.jp

振込先：①郵便振替の場合 00110-4-260107 日本診療情報管理学会 生涯教育研修会

②銀行口座の場合 ゆうちょ銀行 店番号 (019) 店名 (0 1 9 店) ^{ゼロイチキュウ} 預金種目 (当座)

口座番号 (0260107) 受取人名 ((すべて大文字) ニホンシンリヨウジ
ヨウホウカンリガツカイシヨウガイキヨウイクケンシユウカイ)

■診療情報管理士指導者の認定開始

平成 17 年度

付 則

この規則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

本改定の規則は令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

本改定の規則は令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

本改定の規則は令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

本改定の規則は令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

本改定の規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

本改定の規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

■別表 ポイントの計算方法

必要ポイントは40点以上とする（新規受審資格者に適用する。継続受審資格者はこれに準ずる）

※原則、過去5年間の実績とする。下記1）の（3）のみ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による第46回学術大会中止に伴う暫定的な措置として、過去6年間の実績とする。

1）本学会における活動実績

（1）学会誌「診療情報管理（旧称・診療録管理）」投稿・掲載

筆頭者による投稿・掲載	10点	共同執筆者	0.5点
シンポジウム講演	10点	シンポジウム司会	10点

（2）本学会関与の学術誌ならびに書籍の執筆

筆頭執筆者	5点	共同執筆者	1点
-------	----	-------	----

（3）学術大会

筆頭者による発表	4点	シンポジウム講演	5点
共同演者	0.5点	シンポジウム司会	5点
講演	5点	参加のみ	1点

※一度の参加につき複数の要件を満たす場合は、複数のポイントを合算する

2）その他診療情報管理に関する実績

（1）本学会主催「診療情報管理士生涯教育研修会」関連（WEB上の研修会を含む）

筆頭者による発表	2点	シンポジウム司会	3点
講演	3点	参加（スタンプまたはシール1枚あたり）	1点
シンポジウム講演	3点		

※一度の参加につき複数の要件を満たす場合は、複数のポイントを合算する

※WEB上の研修会には、生涯教育研修会のほか、ICD-11研修会（ⅠおよびⅡ）、特別学術研修会が含まれる。

（2）日本病院会診療情報管理士通信教育での講師

主任講師	2点	アシスタント	0.5点
------	----	--------	------

※ただし認定するポイントは合計で最大10点とする

（3）上記（2）以外の本学会が認める日本病院会に係る特別勉強会等での講師

（例：コーディング勉強会）

主任講師	1点	アシスタント	0.5点
------	----	--------	------

※ただし認定するポイントは合計で最大10点とする

（4）日本診療情報管理学会が認定した団体の研究会および支部会への参加

研修実時間 1時間半以上4時間まで	0.5点
4時間を超える場合	1点

※ただし単位の上限は5点までとし、1日あたりで算出する

（5）本学会が認める国際会議関連

筆頭者による発表	8点	シンポジウム講演	10点
共同演者	0.5点	シンポジウム司会	10点
講演	10点	参加のみ	1点

※一度の参加につき複数の要件を満たす場合は、複数のポイントを合算する

書類審査、小論文審査、筆記試験、口頭試問 審査基準

1. 新規受審資格者

■書類審査

受審資格に基づき審査する

「日本診療情報管理学会学術大会の発表」内容について

1. 学術的な研究についての発表であること
2. 他団体・他組織主催の学術大会・研究会・研修会の活動実績、院内の診療情報管理室の活動実績等は学術研究とは認めない

以下に認められないものを例示する

- ・〇〇県××研究会の立ち上げについて（活動報告について）
 - ・当院診療情報管理室の立ち上げについて
 - ・本校における診療情報管理教育について
 - ・当社における診療情報管理業務について
3. 団体・組織・関係部署における発表においては、その内容が発表者個人における業績と認められるものであること

■小論文審査

指導者の称号に相応しい見識と問題意識を持つ小論文を通して審査する

小論文の課題および提出期限は、受審申し込み後、連絡する

800字以上1,000字未満で作成する

体裁は、要旨、目次、注・図版は用いず、章立ては自由とする

提出方法は、送達記録が残る書留郵便等を使用すること

提出期限は厳守とする（指定された日付までに事務局必着とし、指定された日付までに事務局に提出されなかった場合は審査しない）

■筆記試験

習得レベル確認および診療情報管理士指導者としての適性審査のため、筆記試験を行う

認定試験問題の作成・採点は、生涯教育委員が行う

■口頭試問について

提出された小論文等をもとに試問し、診療情報管理全般に関する一般的質問、および、診療情報学の基本的知識を問う

2. 継続受審資格者

受審資格の確認および学術大会発表内容について審査する